

北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会運営要綱

本要綱は、2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものとし、もって地球環境の保全に貢献するため、北東アジア地方政府環境実務者協議会（以下「協議会」という。）の活動、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

1 活動内容

(1) 当面の活動

- 次ぎの事項に関する各地域の現状について、情報交換を行うとともに、これら各種情報の共有化方策や研究に関するネットワークづくりの進め方を検討する。
 - 1) 子どもたちの環境教育の推進に関すること。
 - 2) 砂漠化の防止及び黄砂のマイナス影響の軽減に関すること。
 - 3) ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用に関すること。
 - 4) 渡り鳥など広域的な生態系の保全に関すること。
 - 5) 海洋生物資源の適切な保護に関すること。
- 会議を定期的で開催し、会議の検討結果をサミットへ報告する。

(2) 将来的な活動

- 共同して、各種の調査や研究を実施する。
- 調査や研究した成果を各地方政府の施策に活用する。

(3) その他

- 既存の各地域が連携して行う情報交換や調査研究活動は尊重するものとする。

2 参加機関

協議会の参加者は、各行政機関の環境部局担当者によって構成される。

3 組織

- (1) サミット開催地方政府の環境部局が中心となり、北東アジア地方環境部局と連携して、協議会運営組織が構成される。
- (2) 協議会の議長はサミット開催地域の代表者であり、環境保護管理者とする。
- (3) 協議会の基本的な活動に関して部会（ワークグループ）を置き、部会長は部会委員の互選とする。

4 費用負担など

- (1) 協議会組織に費やされる具体的な経費は、サミットを開催する地方政府により判断される。
- (2) 各地方政府参加者はもとより、地方政府の実務者以外の参加が必要な場合には、その者の渡航費用については、各地域の負担とする。

5 その他

- (1) この要綱に定めるもの他、協議会の運営に関し必要な事項は、各地域の関係部局が協議して定める。
- (2) この要綱は、2008年8月6日から施行するものとする。